

標本抽出方法

1 訪問面接調査

母集団：全国の市区町村に居住する満20歳以上の者

標本数：3,000人

地点数：174市町村 210地点

抽出方法：層化2段無作為抽出法

(1) 層化

ア 全国の市町村を、都道府県を単位として次の11地区に分類した。

(地区)

北海道地区 = 北海道	(1 道)
東北地区 = 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	(6 県)
関東地区 = 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県	(1 都 6 県)
北陸地区 = 新潟県、富山県、石川県、福井県	(4 県)
東山地区 = 山梨県、長野県、岐阜県	(3 県)
東海地区 = 静岡県、愛知県、三重県	(3 県)
近畿地区 = 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	(2 府 4 県)
中国地区 = 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	(5 県)
四国地区 = 徳島県、香川県、愛媛県、高知県	(4 県)
北九州地区 = 福岡県、佐賀県、長崎県、大分県	(4 県)
南九州地区 = 熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	(4 県)

イ 各地区においては、さらに都市規模によって次のように17分類しそれぞれを第1次層として、計48層とした。

○ 大都市（都市ごとに分類）

（東京都区部、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、静岡市、
名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市）

○ 人口10万人以上の都市

○ 人口10万人未満の都市

○ 町村

（注）ここでいう都市とは、平成17年4月1日現在市制施行の地域である。

また、人口による都市規模の分類は、住民基本台帳に基づく平成17年3月31日現在の人口による。

ウ 各地区・都市規模の層別に、さらに平成12年国勢調査時の調査区特性の分類基準により、次のように層化した。

層化の場合、原則として大分類番号による層化を行うが、割り当て標本数が1調査地点当たり10に達しない場合には、近似的な特性を組み合わせ、層化分類基準に従って層化した。

従って、層化分類の組み合わせは地区・都市規模・標本数によって異なるため、原則となる表を記載して細部の組み合わせについては略した。

(層化分類基準表)

層化基準		平成12年国勢調査・調査区	
層番号	区分	分類番号	分類基準
1	準世帯を含む地区 給与住宅地区	0 4	後置番号 4 (社会施設・大きな病院のある区域)と 8 (概ね50人以上の単身者の寄宿舍・寮などのある区域)の調査区及び後置番号が 4 と 8 以外で換算世帯数中に占める給与住宅に住む普通世帯数の比が0.75以上の調査区
2	住居地区 (鉱業 第2次産業 就業者)	0 5 1 6 1 5 2 0 2 1	鉱業の就業者の比が0.1以上の調査区 建設業の雇用者の比が0.1以上の調査区 製造業の雇用者の比が0.3以上の調査区 製造業の雇用者の比が0.2以上0.3未満の調査区 製造業の雇用者の比が0.1以上0.2未満の調査区
3	住宅地区 (第3次産業 就業者)	1 3 1 4 1 9 1 8 2 3 1 7 2 2	公務の就業者の比が0.1以上の調査区 金融・保険業・不動産業の雇用者の比が0.1以上の調査区 電気・ガス・熱供給・水道業・運輸・通信業の雇用者の比が0.1以上の第3次産業上の調査区 サービス業の雇用者の比が0.2以上の調査区 サービス業の雇用者の比が0.1以上0.2未満の調査区 卸売・小売業・飲食店の雇用者の比が0.2以上の調査区 卸売・小売業・飲食店の雇用者の比が0.1以上0.2未満の調査区
4	商工業地区	0 8 0 9 1 0	建設業・製造業の業主の比が0.1以上の調査区 卸売・小売業・飲食店の業主の比が0.1以上の調査区 電気・ガス・熱供給・水道業・運輸・通信業・金融・保険業・不動産業・サービス業の業主の比が0.1以上の調査区
5	漁業地区	0 6 0 7	漁業の就業者の比が0.2以上の調査区 漁業の就業者の比が0.1以上0.2未満の調査区
6	農林業地区	1 1 1 2	農林業の就業者の比が0.3以上の調査区 農林業の就業者の比が0.1以上0.3未満の調査区
7	その他の地区	0 3 2 4	換算世帯数が15以下の調査区 以下のいずれにも属さない調査区
*	右の調査区は、使用しない	0 1 0 2	後置番号が 5 (刑務所・拘置所などのある区域)、 6 (自衛隊区域)、 7 (駐留軍区域)、 9 (水面調査区)の調査区 人口が 0 の調査区

(注) 層化分類基準には、平成12年国勢調査・調査区特性分類を使用する。

調査区の特性は大分類で24分類されているが、2つ以上の分類基準に該当する調査区については、分類符号の若い方を優先し分類する。

なお、詳細については「平成12年国勢調査・調査区関係資料利用の手引」参照のこと。

(2) 標本数の配分及び調査地点数の決定

地区・都市規模別各層における母集団数（平成17年3月31日現在の20歳以上人口）の大きさによりそれぞれ3,000の標本数を比例配分し、各調査地点の標本数が10～17になるように調査地点数を決めた。

(3) 抽出

ア 第1次抽出単位となる調査地点として、平成12年国勢調査時に設定された調査区を使用した。

イ 調査地点（調査区）の抽出は、調査地点数が2地点以上割り当てられた層については、

$$\text{抽出間隔} = \frac{\text{層における国勢調査時の当該母集団人口（計）}}{\text{層で算出された調査地点数}}$$

を算出し、等間隔抽出法によって抽出した。また、層内での調査地点数が1地点の場合には、乱数表により無作為に抽出した。

ウ 抽出に際しての各層内における市区町村の配列順序は、平成12年国勢調査時の、市区町村コードに従った。

エ 調査地点における対象者の抽出は、調査地点の範囲内（町・丁目・番地等を指定）で標本となる対象者が抽出できるように、

$$\text{抽出間隔} = \frac{\text{調査地点における国勢調査時の当該母集団人口}}{\text{調査地点抽出標本数}}$$

を算出し、住民基本台帳より等間隔抽出法によって抽出した。

(4) 結果

以上の抽出作業の結果得られた地区別標本数・調査地点数は次のとおりである。

地区・都市規模別・標本数及び地点数		(注) 括弧内は地点数	
大都市（各都市別）			
東京都区部	203	名古屋市	51
札幌市	44	京都市	34
仙台市	23	大阪市	61
さいたま市	27	神戸市	35
千葉市	21	広島市	26
横浜市	84	北九州市	24
川崎市	31	福岡市	31
静岡市	17		

都市規模 地区名	大 都 市	人口 10 万人 以上の市	人口 10 万人 未満の市	町 村	計
北 海 道	44(3)	40(3)	21(2)	30(2)	135(10)
東 北	23(2)	67(4)	73(5)	66(4)	229(15)
関 東	366(26)	388(27)	128(9)	93(6)	975(68)
北 陸		64(4)	44(3)	24(2)	132(9)
東 山		45(3)	48(3)	28(2)	121(8)
東 海	68(5)	131(9)	56(4)	42(3)	297(21)
近 畿	130(10)	222(15)	92(6)	44(3)	488(34)
中 国	26(2)	93(6)	38(3)	24(2)	181(13)
四 国		46(3)	27(2)	26(2)	99(7)
北九州	55(4)	53(4)	54(4)	40(3)	202(15)
南九州		61(4)	34(3)	46(3)	141(10)
計	712(52)	1,210(82)	615(44)	463(32)	3,000(210)

2 インターネット調査 A

調査会社 A のモニターを抽出枠として、サンプルを性・年齢（20～29 歳、30～39 歳、40～49 歳、50～59 歳、60 歳以上）別に割り付けて抽出。抽出の際には、都道府県別人口構成を考慮している。

3 インターネット調査 B

調査会社 B のモニターを抽出枠として、サンプルを性・年齢（20～29 歳、30～39 歳、40～49 歳、50～59 歳、60 歳以上）別に割り付けて抽出。